

第5回 安城市子ども・子育て会議 会議録

日時 平成26年11月13日(木)

午後1時30分～3時00分

会場 市役所本庁舎3階第10会議室

■出席(17名)

神谷和也会長、神谷明文副会長、永谷朝子委員、二石祐子委員、大見春江委員、寺部暁委員、野々村尚道委員、水野淑子委員、杉浦正之委員、青木孝夫委員、須賀康子委員、鈴木靖子委員、杉浦栄治委員、正田政房委員、小松千鶴子委員、市川彩委員、木下直美委員

助言者：勅使千鶴名誉教授

■欠席(3名)

榊原守委員、島村誠委員、鶴飼佳代子委員

1. あいさつ

2. 議題

(1) 次世代育成支援行動計画からの継承事業と重点項目について

(2) 子ども・子育て支援事業計画(案)について(資料1)

3. その他

(1) 保育園保育料及び公立幼稚園授業料等について(資料2)

(2) パブリックコメントの実施について(資料3)

■議題

(1) 次世代育成支援行動計画からの継承事業と重点項目について

資料に基づいて、事務局より説明

(神谷会長)

皆さんの意見を基に7事業の追加があった。これについて何かご意見、ご質問があればお願いしたい。特にないようでしたら承認ということによろしいか。

<拍手により承認>

(1 追加説明) 次世代育成支援行動計画からの継承事業と重点項目について

資料に基づいて、事務局より説明

(2) 子ども・子育て支援事業計画(案)について(資料1)

資料に基づいて、事務局より説明

(神谷会長)

では追加のあった重点項目についてご意見をお願いしたい。

(青木委員)

資料2のP70 重点項目18の「子ども発達支援センター」について、前回現在の図書館の場所にサルビア学園と療育センター等の機能をもたせるというお話をうかがった。今、図書館に運動する場所はない。道路の反対側に公園があり、そこを使うという話を聞いた。ところが、利用するのは障害児である。運動をするにあたり、道路を挟んだところに運動場がある場所に施設をつくることはいかがかということをお伺いしたい。

(事務局)

ただいまの質問は園児の運動場ということでよろしいか。運動場につきまして、今図書館が3階建になっており、その3階に屋上園庭という形がとれないかどうか検討をしている。従って、現在は屋上に園庭をもつことが技術的に可能かどうかも含めて検討の段階に入っている。

(青木委員)

そうすると、階段を利用すると思う。そうなった場合安全性は保たれるのか。

(事務局)

エレベーターの設置を考えている。歩いて屋上にいくわけではなく、エレベーターの上にあがることを視野に入れて、屋上園庭の可能性も含めて検討している。

(青木委員)

できるだけ自然な形で利用できるようお願いしたい。

(勅使教授)

今の青木先生の話について、私も保育・教育をしており、障がいを持ったお子さんという風に考えると、屋上ではないほうが良いと思う。今からつくることなら何か良い知恵はないか。ちょうど皇太子様がESDで安城市にいられて全国的に「安城市はすごい」と言われている中で、今からつくるのであれば、もう既にできているものをどうするかということより良い条件だと思う。ちょうど来た時に、どこにできるかということをお聞きした。通ってきた時になんとかならないかと思ったところである。

(事務局)

勅使先生からのご指摘であるが、作る場所が現在の図書館ということで先生が歩いてみえたところは新しい図書情報館という施設のことでと思う。まず場所が違うことをご理解いただきたい。その既存施設を使用して、子ども発達支援センターを改修して利用することを考えている。その既存施設の中で、運動場をどういう風にとれるかということをお伺いしている。できれば広い運動場をとれると良いが、現図書館をご存じの方はご理解いただけると思うが、施設的に広い場所をとることが限られている。そういった中で、建物の屋上ということで、遊ぶ場所として検討できないかということで候補に挙げている状況である。向かいに昭林公園もあるので、使えたら良いが障がいを持った方にとっては難しいという意見もあるので、そういったこともうかがいながら子ども達の遊ぶ場所を確保できるか検討している。

(神谷会長)

図書館のところは道路と川があるということで、かなり制限があることは間違いない。ただ、その中でも貴重なご意見をいただいたので、障害児にとっても支障がないような環境づくりを配慮いただきたい。特にご意見がなければ事務局案で承認してよろしいか。

<拍手により承認>

(神谷会長)

では、子ども子育て支援事業計画の内容全般につきまして、前回の内容からどのように変えたかということは説明があった。その説明の内容に加えて改めて全体を通してご意見やご質問等があればご遠慮なくご発言をお願いしたい。

(木下委員)

P78 のNo.17「ボランティア体験学習の充実」の項目で、赤ちゃんや園児との交流や障害者の施設で、ということの記述はあるが高齢者の施設でのボランティア体験は選択肢にはないのか。ここでみると、赤ちゃんや園児との交流はあっても、老人ホームで暮らしている高齢者の方たちとの交流ということも選択肢にいれてもらえないのか。

(事務局)

ただいまご意見いただいたNo.17「ボランティア体験学習の充実」の中で中高生の体験として高齢者施設を、ということである。この実施主体について、隣のページの P79 にもあるがこの事業につきましては学校教育課と社会福祉協議会が主体となって行っている事業である。そういった場所があるのか、ないのか。可能であるのか、可能でないのか、はこの場でははっきりご回答できないので、確認し可能であるならばそういった方向で進めていきたい。まずは確認をさせていただきたい。

(寺部委員)

P78No.26「奨学金の支給」給付型、貸付型とかあるが、どのようなタイプか。

(神谷会長)

奨学金が返す必要があるのか、支給しっぱなしのものか、ということである。

(事務局)

こちらは教育委員会、総務課が行っている事業である。あくまで経済的理由によるということである。貸付タイプではない。給付のタイプである。

(寺部委員)

事業が一覧になっているが、せっかくなので安城市の子育ては誇るものであるもので、施策の中で一段つけて安城市だけでやっているもの、全国でやっているもの、他市町村でおこなっているものなどがあるが、安城市独自のマークをつけるとより市民の方に他と違うということが分かると思う。安城市がこんなことやってくれているということが市民の方に伝わるのではないかな。

(事務局)

今回の基本施策は 104 事業で成り立っている。P78 等の中では重点項目が星印、新規事業は二重丸で記載している。安城市独自の事業についてだが、各課多彩な事業を展開しているのでどれもというわけではなく、広く全般的に事業を推進していきたい。重点事業と新規事業を今回の目玉としたい。

(神谷会長)

事務局のほうは安城市独自を PR していきたいというわけではなく、重点と新規でしていきたいということである。

(寺部委員)

これからの子ども子育ては国や県ではなく、小さい市町村にこれから違いがでてくる。そういう意味ではせっかくやるなら市民の皆様に色んなことをしてくれている、ここは他と違うという

ことを示してはどうか。地域で状況もある。新規や重点とは違う観点である。差をつけるのではなく、それがあるとより理解が深まるのではないか。限られた財政の中で行うので、もう一度検討していただきたい。

(事務局)

前回、勅使先生から助言いただいた安城市独自のものを表現したらどうかという話をいただいた。現在計画の中にはそこまで表現していないが、計画の冒頭に市長のあいさつが入る。その中で市独自で行ってきた、力をいれてきたということを文章表現していきたい。

(事務局)

104 事業の中で安城市独自の事業を調べることは難しい。今独自でも今後違う市町村が行う場合もある。独自ということ表現することが難しいということをご理解いただきたい。

(勅使教授)

インターネットから調べることは難しいのか。例えば重点の基本方針2の P78 (1) -15「幼稚園・保育園と小中学校の連携」は比較的まだまだやられていない。県下では中学校がひとつの阿久比町ではやっているが、全国的に小学校までやっているところはあるが中学校までやっているところは少ないと思う。という形で調べるのは難しいのか。

(事務局)

この事業につきましてはお手元の P58 の重点項目7に記載している。現在実施しているわけではなく、末尾3行にあるように「現在中学校においても、幼稚園・保育園や小学校との異年齢交流を行っており、今後は、幼稚園・保育園から中学校までの連携を強める総合的なカリキュラムの整備に向けた研究を行います。」としているので、今すぐを実施しているわけではなく、来年度から研究を行っていく。本計画については全国一斉に成される。その中で安城市が得意なものという判断ができた場合には次年度以降の見直しの中で特化していければと思う。

(神谷会長)

せっかく計画をたてるので、安城市の特徴をアピールできればそれにこしたことはない。例えば安城市独自というものという判断が難しければ、国や県の補助事業ではなく市の単独事業ということであれば明記できるが、先生の意向とは沿わず、表が煩雑になる。市長の挨拶ではそこまで詳しくは表現できないと思う。安城市の計画をアピールできるような表現を検討していただきたい。

(寺部委員)

難しいことではなく、昔は金太郎飴といわれた。それぞれ自然環境も市町で違う。それぞれで工夫とかあると思う。市独自という難しいことではなく、マークとかがついていると理解が深まると思う。

(市川委員)

私も安城市で子育てをしてきて安城市に住んで良かったと思っている。それは私だけではなく、周りの人も含めて言っている。出身は別の市で、失礼な言い方かもしれないが、安城市の方が子育てしやすい環境である。住んでいる人にとっては、当たり前環境かもしれないが、外から見ると、安城市って良い所だとみんな思う。独自というと難しいが、安城市として力を入れているということであれば良いと思う。そうすれば安城市の名前もあがっていく。重点項目の「女性の再就職支援事業の推進」は各メディアも飛びつきやすい事業だと思う。お母さん方が働けるよう

に、保育園の整備とかに目はいつているが、再就職というところまでいつていないところも多い。私にとつてもありがたいし、アピールするとメディアも取り上げてくれるのではないか。

(事務局)

市川委員がおっしゃられた「女性の再就職支援」、これは県の事業でもあり、市がどのように取り組んでいくか担当課の方で検討している。うまくいくと当初予算であがり、新規事業としてアピールできると考えている。そのような違ふ面からのアピールということも考えられるので、ご理解いただきたい。

(神谷会長)

今、答弁のなかった前段についても寺部委員と同じ主旨となる。複数の意見がある重みを感じていただきたい。

(木下委員)

P88No.57 の「高齢者と子どもの交流イベントの開催」について、ライフステージのほうでみていくと単なる高齢者と交流し「楽しかった」で終わるのではなく、前回市川委員もおっしゃっていた一歩前に進んだリクエストでいうとエイジング教育や世代間交流で、年をとるということは能力が下がって弱い存在になり、助けていかなければいけないという対象だけではなく、お年寄りの尊敬に値する生き方を学ぶ機会にも足を踏み入れられるように力をいれてもらいたい。高齢化ではなく、高齢社会になってきているのでいれていただければありがたい。

(事務局)

この事業は社会福祉課が実施している事業である。現在、事業の内容は細かくは記載していないので、何をどのように行っているかを確認させていただく。ご意見のようなことが盛り込まれているならば記載し、盛り込まれていなければ、このような意見があったことをお伝えさせていただく。

(杉浦正之委員)

今回は意見を言う最後の機会ということで、ご意見させていただく。私は地域社会を代表する町内会という立場から2点ほどご指摘させていただく。生涯学習課に入るが、伝統文化ということも子ども子育ての分野では非常に大切だと思う。104 事業の中でどこかないかとみたが、ないようなので、検討していただきたい。伝統芸能というのは、国指定の無形文化財「三河万歳」が筆頭にあがるが、それだけではなく各神社で行なっている「子ども神楽」といったものも伝統芸能、あるいは囲碁、将棋とかも入る。あるいは着物の着付けといった類のものも子ども子育てに対して有効な要素になっていくのではないか。それともう一点。今更、ということでお叱りを受けるかもしれないが自転車という問題に地域社会では心を痛めている。道路交通法は整備されてもその環境整備がなされていない。モデル地区としては北中の辺りが自転車道として整備されているが、他のところはほとんどない。じゃあどうするかということと、子どもに対して交通安全教室、特に自転車の面は非常に重要な問題なのではないか。以上2点である。意見としては遅いかもしれないが、ご考慮いただきたい。

(事務局)

2点のご質問とご意見をいただいた。まずは1点目三河万歳といった無形文化財の件だが、P78のNo.20「総合学習の活性化」に明記はされていないが、地域の人材の積極的な活用といった事業の内容が盛り込まれているとともに、P84 の一番下「親子で参加できる講座の開催」にもそうい

った講座が入っているところである。1点目は以上である。続いて2点目であるが自転車道の整備ということでよろしいか。都市計画の方で自転車道整備計画をつくっており、できるところとできないところがある。北中のモデル的につくったところは近隣住民及び北中の生徒にどういう使い勝手が良いかアンケートをとっている。どこが可能かという検討には入っているので、それから設計して工事をするとするとすぐには出来ないが、市の内部で動いており、そういった計画もある。

(神谷会長)

前段の方の伝統文化や伝統芸能について、入っていると云われればそうではあるが、他の方がみてもそこまで想像できない。一言そのような言葉を入れていけば安心されるのではないか。文章表現の中で一文いれていただければ杉浦委員の意見も反映できるのではないか。

(事務局)

事業の内容について、担当課に確認し表現できる適切な言葉があればいれていく。

(市川委員)

先ほどの自転車のお話である。私も子どもがおり、本当に危なくて乗せたくないという気持ちもある。もちろん自転車道といったハード的な整備も良いがいくらハードを整備しても子どものソフト面、指導の心の部分をしっかりしていかなないとハード面を整備してもだめだと思う。それは親の責任だと思うが、なかなか難しい面もあり地域としてハードではなくソフト面の教育もしていただければ助かる。

(事務局)

ソフト面のご指摘だが、高齢者の事故も多く、高齢者や小学生の自転車教室というものは市民安全課が出張で出向いて行なっている。地域でどれだけボランティア活動がなされているか現在把握はしていないが、市の中ではそのような施策を実施している。自転車事故は多く、加害者にも被害者にも成り得るため、そういった施策を高齢者から小学生まで行なっている。

(神谷会長)

継承事業で外してしまう事業 P3 のNo.219 に「幼児交通安全クラブ運営事業」これが本計画から外れている。その代わり安城市交通安全計画の中で十分に反映されているという風に理解して良いか。今回子ども子育て支援事業計画には文章が入らないが、そちらに充分あると理解していただければ良い。

(正田委員)

私は子ども会の理事をしている。例えば P60 に基本方針 3 地域社会における子育て支援というものがあるが一言いれてもらえればありがたい。子ども会に入れというわけではないが、地域に密着しており、知り合いも多くできるので防犯上にも良い。そういったことでいれてもらえればありがたい。

(神谷会長)

子ども会の組織というものをこの中に表現をいれたらどうかという提案である。

(事務局)

P65 重点項目 13 地域ぐるみの親子ふれあい活動の充実がある。最初ここでふれていたが、子ども会という表記を避けた経緯がある。入れるならここでということではあるが、少し検討させていただき、この P65 あるいは先ほどご指摘いただいた P60 の中でふれていくことを検討していく。

(木下委員)

100P のNo.103「統合保育・交流保育の推進」で、障害福祉に入るが子ども同士の部分に関わらず交流を持っていただいているが、障害を持つ子どもの親とそうではない親も混ぜた交流してもらえとより理解が深まる。目に見える支援が必要な方と目に見えない支援が必要な子どもさんもたくさんいらっしゃるのです。そういったことの架け橋になる場になるのではないかと。

(事務局)

障害者について子どもや親も含めた交流ということであるが、ここに記載しているのは子どもの交流である。現状でいくとクラスの懇談会などで交流があると考えている。他に機会があるかということについては検討していく。

(神谷会長)

では(2)については意見が出た。本日出た意見については事務局で確認してほしい。この案で承認いただければ挙手をお願いしたい。

<挙手により承認>

(神谷会長)

では(2)については原案で承認させていただく。そして、後ほど説明があるがパブリックコメントにいく。ではマイクを事務局にお返しする。

3 その他(1) 保育園保育料及び公立幼稚園の授業料について(資料2)

資料に基づいて、事務局より説明

(寺部委員)

保育料は案か。12月議会で議決されるのか。資料では案となっている。

(事務局)

保育料の議会の関係だが3月議会で条例をあげ、条例といっても上限を定めるものだが、正式にそこで決定となる。

(神谷副会長)

保育料の算定が所得税額から市民税額に変わったのはなぜか。

(事務局)

国の方で変更している。国の説明によると事務の簡素化という意味があるとのことである。

(神谷副会長)

所得に応じて負担してもらうのは良いが、保育料は実質値上げということか。より細かくなったのか、ただ値上げになっただけなのかがこの資料からは読み取れない。

(事務局)

今回は所得税の区分を市民税に置き換えた場合を記載している。同じ状況になるように、階層の所を見ていただくと例えば所得税の階層の2番目でいくと10,000円から18,999円の間は3歳未満児について保育料は13,800円が従前である。それを市民税に置き換えると61,000~71,999円になり13,800円となる。同じ所得、状況の人は同様になるように変更している。

(神谷会長)

値上げにはなっていないということか。

(事務局)

値上げにはなっていない。計算方法が変わると先ほどご説明した。これまでは所得税について税法上年少扶養控除が無くなっても、控除があったものとして計算をしていた。それを国の方針で標準家庭を想定した計算方法に変わっている。保育料の値上げではなく、同水準で設定している。

(神谷副会長)

(2) 改正の内容におけるエについてはどうか。保育料が上がる人がいる。

(事務局)

今までは扶養があったものとして考える。これからは配偶者1人、子ども2人の標準的家族の扶養で計算している。子どもの多い方はあるものとして計算したほうが上がってしまう。同じ所得でも保育料が上がってしまう場合については従前と同様になるよう経過的措置を設ける。

(事務局)

国は現行水準をそのまま引き継ぐということで保育料を上げていないという言い方をしている。扶養の有無で上下があるが、トータルとしては変わらない。扶養の有無で上がってしまうところは市独自で経過措置を設けた。(エ)は市独自で負担し行うというものである。上がる方もいるが全体的にみると変わらなく、市としてみると下がるということも考えられる。

(神谷会長)

より公平な制度になったという理解で良いか。

(事務局)

前の制度も公平ではあったが、利用者の負担の所得階層を決めるにあたっては利用者の手続きにかかる負担軽減や実施主体の市町村の事務手続きの簡素化のため、市民税の区分としたということである。

(寺部委員)

一番の関心は何かと考えると、新しい制度になってややこしくなることである。保育園か幼稚園か公立か私立か。私学助成か施設型給付かと色々あり、安城市としては改正後と同水準というのは理解している。基準が変わったので今後は差が出るが1年間の激変緩和はしていくということである。

(市川委員)

パブリックコメントについて、市民への周知はどのように行われるのか。

(事務局)

広報やHPでの周知を考えている。

(市川委員)

市のHPは用事がある時しか見ないし、施設も同様だと考えている。子育てをしている方の目につくことは少ないのではないか。

(事務局)

広報にはパブリックコメントを始める旨を掲載していく。計画書全てが載るというわけではないが、ウェブサイト等を見ていただくか施設に行ってください。

(木下委員)

保育園や幼稚園と連携し、園から通達や通知を張っておくと目にとまるきっかけとなるのではないか。

(事務局)

適切な方法を検討し、周知に努めていく。

(事務局)

また、先程の寺部委員のご意見の中であるが、激変緩和の期間は1年間ではなく5か月となる。その段階で新しい所得が分かるのでそれまでの間と考えている。

(正田委員)

子どもにとって安城市がふるさとになる。その意識づけが大事なのではないか。

(勅使教授)

本日は色々なご意見を聞いて、安城市の子育て支援「幸せと未来をつなぐ 子育てのまち・安城」に近づいていると思う。計画をまとめていくにあたり、その上で本日も意見が出たので活かしながらテーマに近い形で良い形になると良い。その上で市川委員のご意見で出された名古屋市より安城市の方が良いということは具体的にどこが良いかを事務局にも伝えてほしい。実務の当事者となると分からなくなってしまうので意見をどんどん出していただくと客観的に安城市は良いということが分かっていくのではないか。学童期だけではなく中学校期の親御さんからも意見を聞き、それを客観的に整理していただき、市民の意見をつかまえていただき市長の挨拶に文言として入っていくと良い。また、寺部委員のご意見の市の良さや独自性という面と合わせて打ち出していけると良いと思う。事務局も大変だと思うが例えばP58 幼・保・小中のカリキュラムの研究を行うとあるが、所管部署も書いてあるがそこだけではできないことも分かっているので、私たちに分かるようにしてほしい。中学校までその連携を入れていくところは少ない。具体的なところがどこかということまで書いていただくとそれが安城市の独自性になる。文科省も小学校と中学校の連携ということで今は幼・保が抜けて今は小・中となっているが全て通してやっていくことで子育てにつながっていく。青木委員のご意見の障害者にも力を注いでいき、それを読み取れるように書いていただくと市民としても誇るべき内容になり大変良くなる。杉浦委員のご意見である伝統文化についても、色んなところで始まっているので、安城市の独自性が出てくるのではないか。それにしても、意見が出ると神谷会長から推していただけるので参加者も安心してまた2月も来ようと思えるのではないか。

(事務局)

次回、第6回は2月19日(木)午後1時30分から、この第10会議室を予定している。事前にご案内、資料の送付をさせていただくので、よろしくお願ひしたい。長時間になりましたが、これを持ちまして、第5回の子ども・子育て会議を終了する。ありがとうございました。

以上